

第 3 期川辺町地域福祉計画

2018（平成 30）年 3 月（2024 年 3 月修正）

川 辺 町

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって.....	1
1	地域福祉とは	1
2	計画策定の目的	2
3	計画の位置づけと法的根拠	3
4	計画期間	4
第 2 章	川辺町の状況.....	5
1	人口の推移と人口構成	5
2	世帯の状況	7
3	障がい者の状況	9
4	高齢者の状況	10
第 3 章	計画の基本理念と基本目標.....	11
1	基本理念	11
2	基本目標	12
3	施策体系	13
4	計画の推進体制	14
第 4 章	施策の展開.....	15
基本目標 1	地域を担い支え合うひとづくり	15
基本目標 2	包括的支援のためのネットワークづくり	18
基本目標 3	誰もが安心して暮らせる環境づくり	20



第1章

計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

少子高齢化や核家族化の急速な進行や生活様式の多様化を背景に、地域住民のつながりや助け合いの意識は希薄化し、かつてあったような住民相互の支え合い等の「地域力」の低下が指摘されています。そのような中、地域でひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、高齢者の孤独死、介護と子育てを同時に行うダブルケア、児童や高齢者に対する虐待や自殺者の増加等が新たな社会問題となっています。

こうした生活上の問題を解決したり、日常生活における自立を支援するには、行政による福祉サービスだけでなく、地域住民同士で支え合うことが欠かせません。

公・民の専門職による制度サービスと、住民一人ひとりが主体となって行う多様な助け合いの活動を連携、共有していくことが重要となります。

地域福祉とは、こうした社会状況を背景に、誰もが自分の暮らす地域で安心して生活できるよう、住む人たちが主役となってともに取り組む「しあわせづくり」です。

2 計画策定の目的

本町では 2015（平成 27）年 3 月に、将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針となる「川辺町第 5 次総合計画」を策定し、誰もが安心して暮らせるまちづくりとして、福祉の推進に取り組んでいます。しかし、少子高齢化の進展や、近所付き合いの希薄化などを背景に、地域における福祉問題は多様化・複雑化しており、生活環境は大きく変化しており、それにともない、福祉を取り巻く環境も大きく変化しています。

そのようななか、国においては 2016（平成 28）年 6 月に公表された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が掲げられました。これに対応して、地域共生社会のキーワードとして「我が事・丸ごと」の考え方が示されました。

「我が事」→「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組んで行く仕組みを作っていくこと

「丸ごと」→行政においては、地域づくりの取り組みの支援と、公的なサービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていくこと

このような変化に対応しつつ、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本とした「顔の見える関係づくり」「助け合い、支え合いの社会」「地域の問題を解決できる仕組みづくり」を進めていく必要があります。

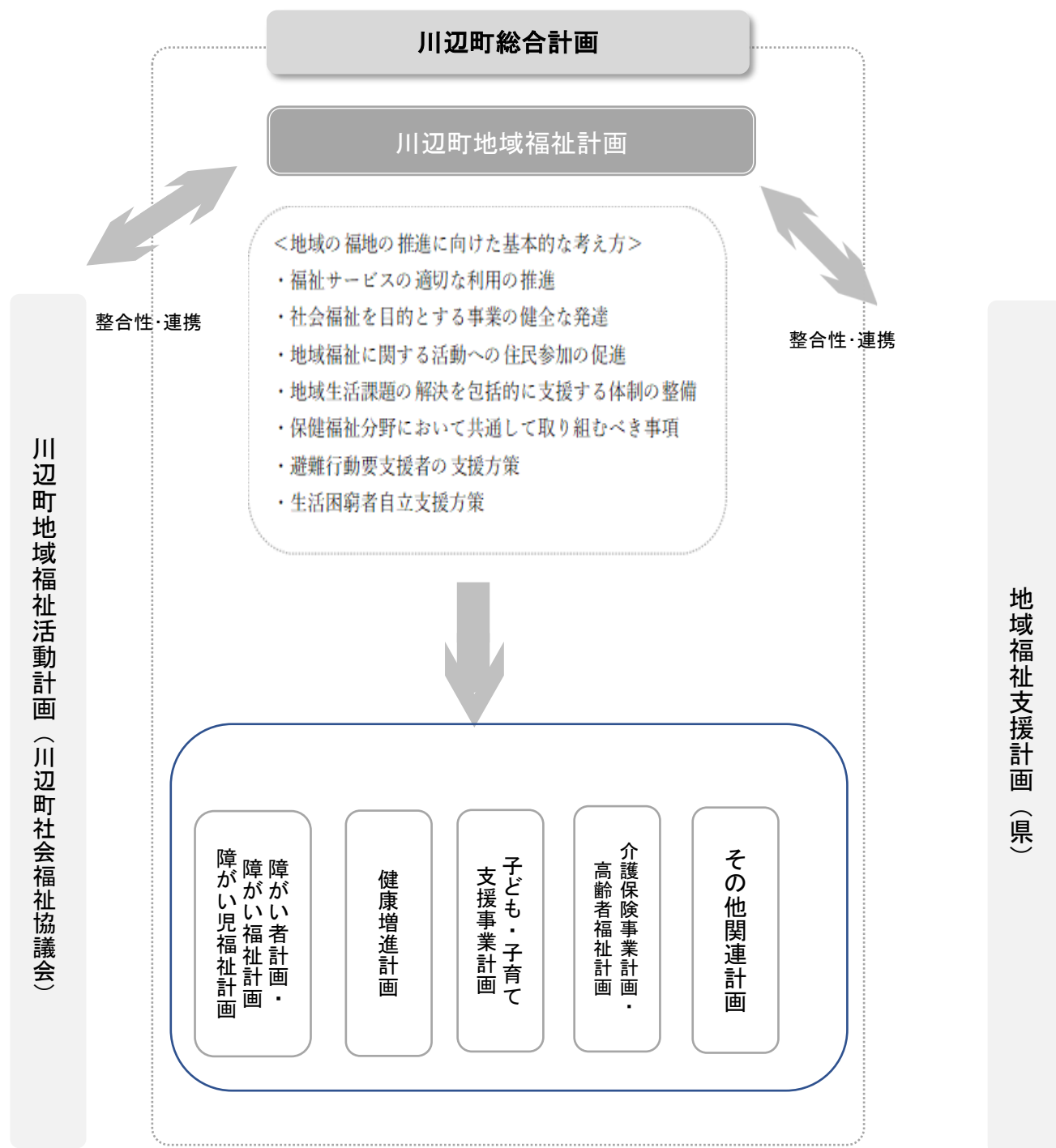
また、地域住民・福祉活動団体・福祉施設関係者などがそれぞれの役割のなかで、お互いに力を合わせる関係をつくっていくとともに、地域住民のボランティアや関係諸団体、公的サービス間の連携を強化し、「自助」「互助・共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域包括ケア」の視点を踏まえて、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々の福祉の推進を図っていくことが重要となります。

以上のことを踏まえ、住民が互いに支え合い、安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けた理念や方向性を示すことを目的に、本計画を策定します。

3 計画の位置づけと法的根拠

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられるものです。

策定にあたっては、上位計画である総合計画や、その他関連計画との整合性を図っていきます。



4 計画期間

本計画の計画期間は、2018（平成 30）年度から 2024（平成 36）年度までの7
年間とします。なお、社会情勢などに対応するため、必要に応じて見直しを行います。

計画名	年度	2020 (令和2 年)	2021 (令和3 年)	2022 (令和4 年)	2023 (令和5 年)	2024 (令和6 年)	2025 (令和7 年)	2026 (令和8 年)	2027 (令和9 年)	2028 (令和10 年)	2029 (令和11 年)	2030 (令和12 年)	2031 (令和13 年)	2032 (令和14 年)
総合計画	第 5 次													
	平成 27 年～令和 6 年													
地域福祉計画 (2期)自殺対策計画 再犯防止計画 成年後見制度 利用促進計画	第 3 期													
	平成 30 年～令和 6 年													
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第 8 期													
	令和 3 年～令和 5 年													
障がい者計画 障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第 3 期 第 6 期 第 2 期													
	令和 3 年～令和 5 年													
子ども・子育て支援 事業計画	第 2 期													
	令和 2 年～令和 6 年													
健康増進計画	第 2 次													
	平成 24 年～令和 5 年													
自殺対策計画														
	平成 24 年～令和 5 年													



第2章

川辺町の状況

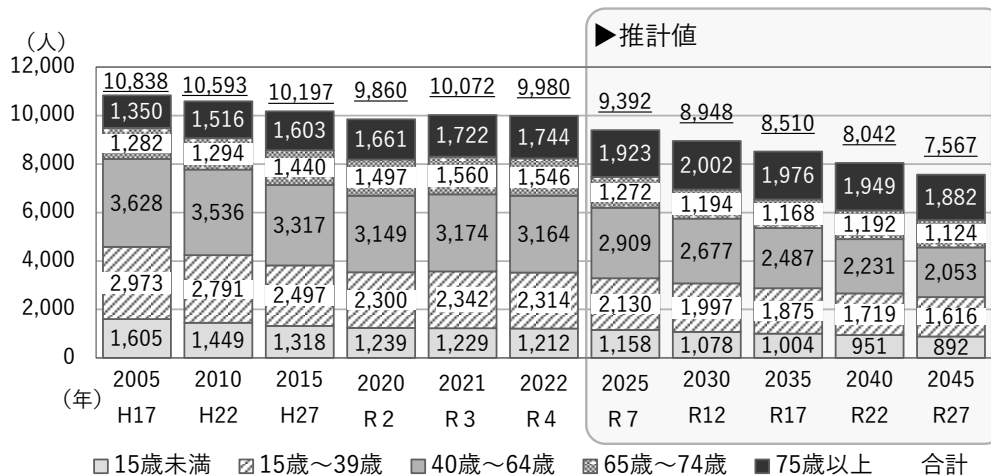
1 人口の推移と人口構成

(1) 年齢3区分別人口

年齢区分別の人口の推移と推計をみると、本町の人口は今後も減少していくことが見込まれます。65歳以上の高齢者人口は令和4年（2022年）までは増加しますが、以降は減少していくと予測されています。

年齢区分別人口割合の推移と推計をみると、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口の割合は減少しますが、65歳以上の高齢者人口の割合は増加していくと見込まれ、令和22年（2040年）には39.1%になると予測されています。

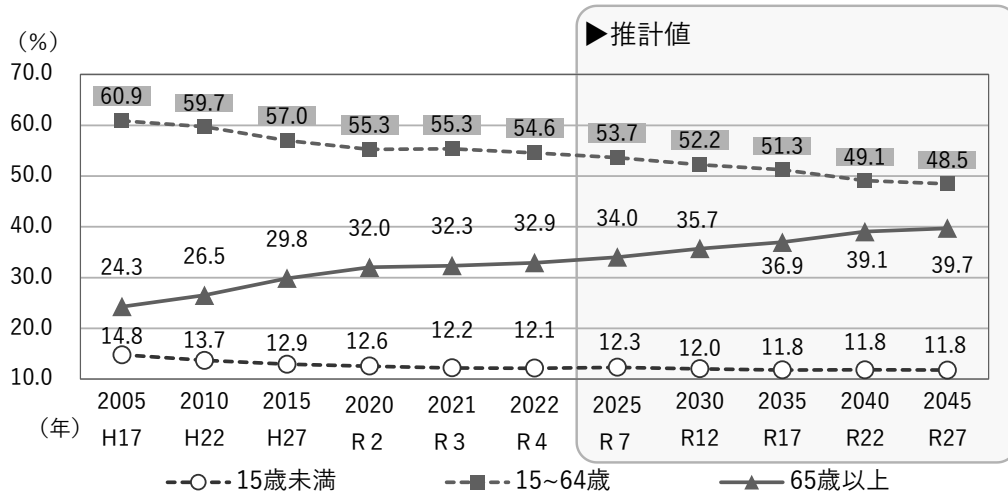
年齢区分別の人口の推移と推計



□ 15歳未満 □ 15歳～39歳 ■ 40歳～64歳 ■ 65歳～74歳 ■ 75歳以上 合計

資料：令和2年までは「国勢調査」、令和3～4年は「川辺町住民課（各年10月1日現在）」令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」※「川辺町第5次総合計画」で掲げる将来人口目標とは推計値が異なります。

年齢区分別人口割合の推移と推計

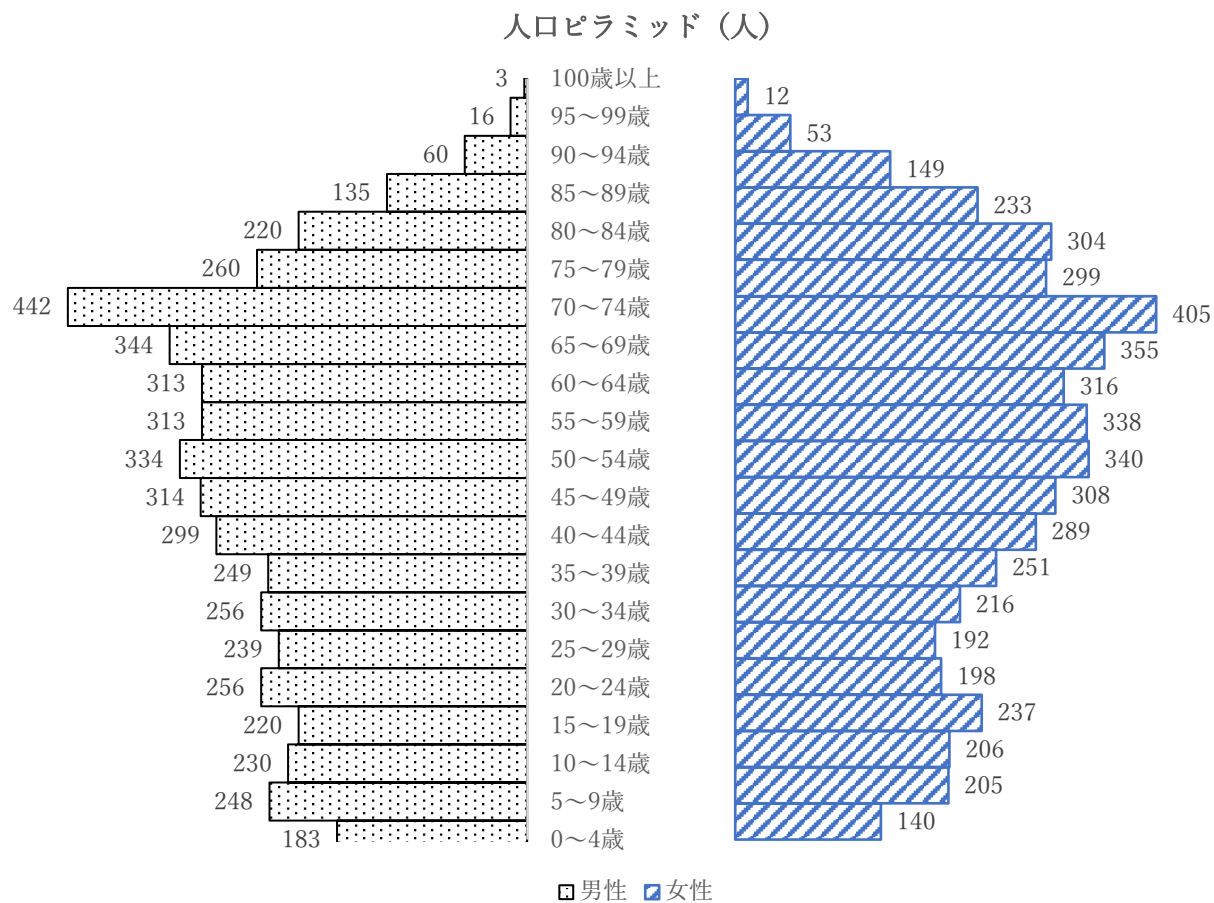


---○--- 15歳未満 ---■--- 15～64歳 —▲— 65歳以上

資料：令和2年までは「国勢調査」、令和3～4年は「川辺町住民課（各年10月1日現在）」令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(2) 人口ピラミッド

2022（令和4）年10月現在の人口ピラミッドをみると、男女ともに70～74歳の人口が多くなっています。



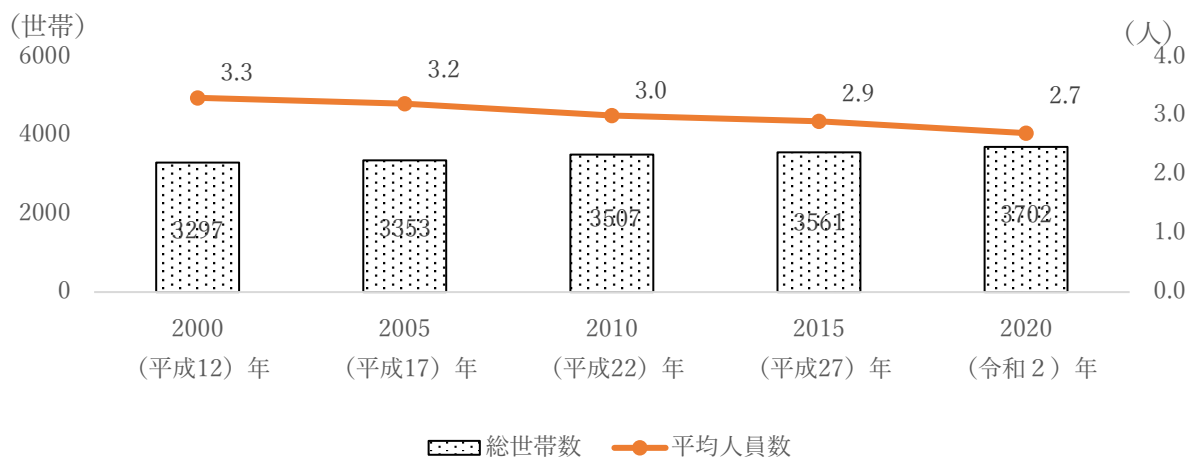
資料：住民基本台帳（2022（令和4）年10月1日）

2 世帯の状況

(1) 総世帯数と平均世帯人員数

総世帯数は2000（平成12）年から増加しています。一方で平均世帯人員は減少傾向にあります。今後、単身者の増加や少子化の進行にともない、平均世帯人員数は引き続き減少していくことが予想されます。

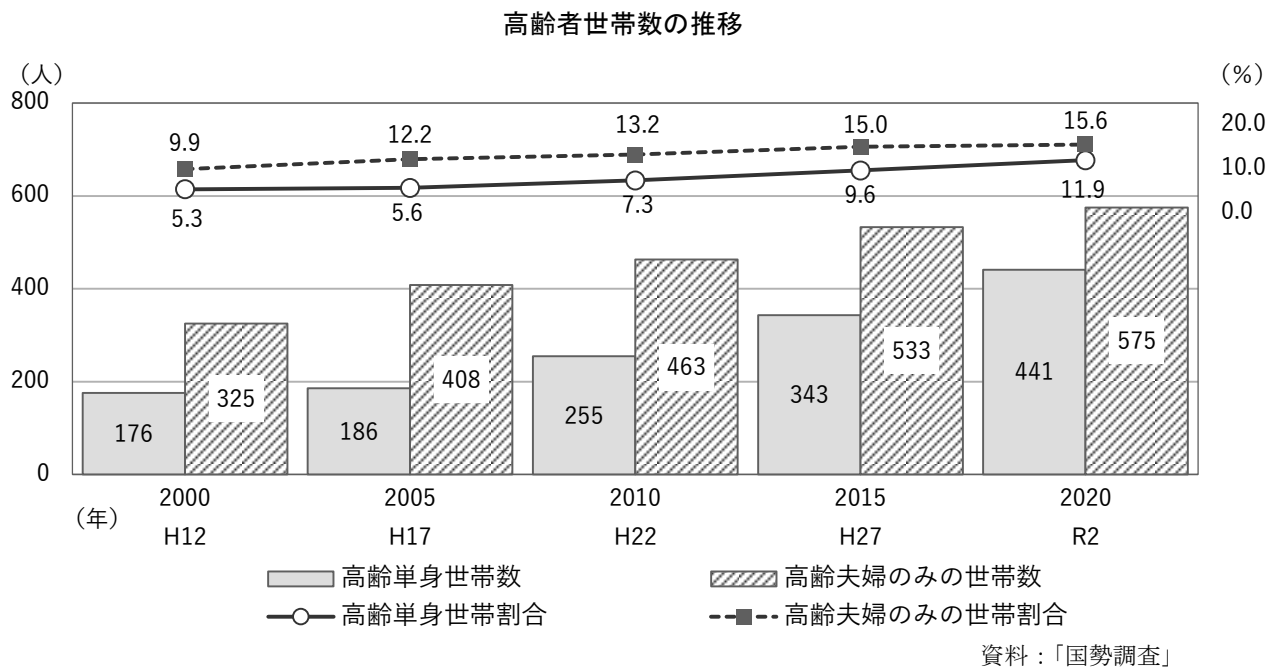
総世帯数と平均人員の推移



資料：国勢調査

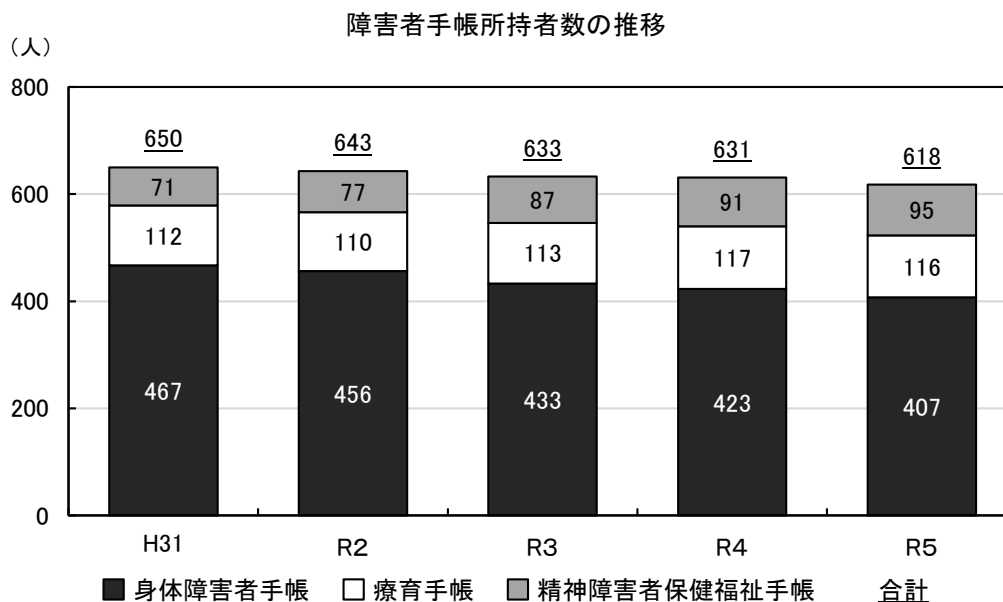
(2) 高齢者世帯の状況

高齢者世帯数の推移をみると、高齢単身世帯数及び高齢夫婦のみの世帯数は増加傾向にあります。全世帯に占める高齢単身世帯割合、高齢夫婦のみの世帯割合をみると、高齢単身世帯割合、高齢夫婦のみの世帯割合ともに増加傾向にあります。



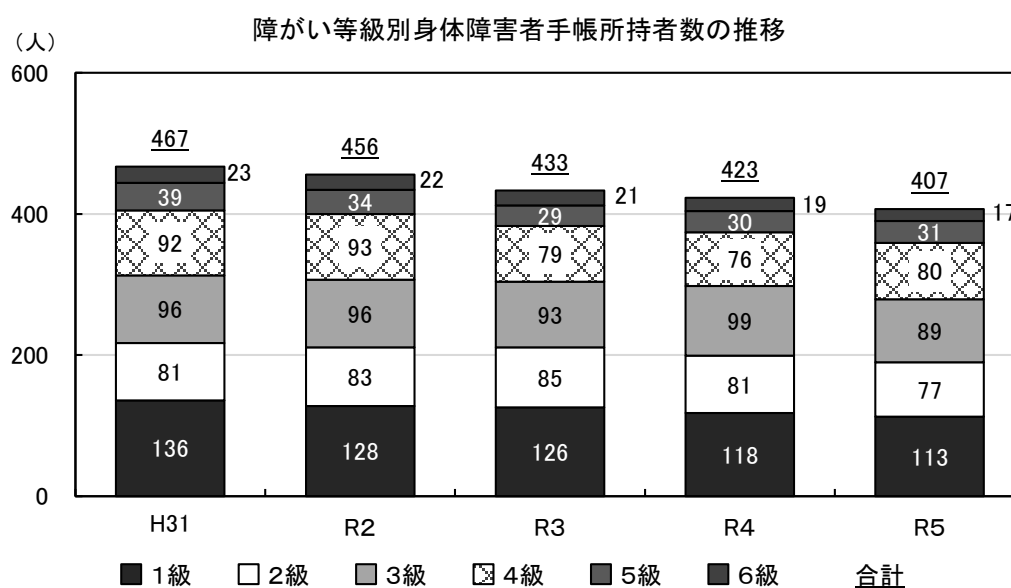
3 障がい者の状況

本町の障害者手帳所持者数の推移をみると、600 人台で推移しており、令和5年で身体障害者手帳所持者が 407 人、療育手帳所持者が 116 人、精神障害者保健福祉手帳が 95 人の合計 618 人となっています。



※各年 3 月 31 日現在
資料：川辺町 健康福祉課

身体障害者手帳所持者数の推移をみると減少傾向にあり、令和5年で 407 人となっています。等級別にみると、1 級が最も多くなっています。



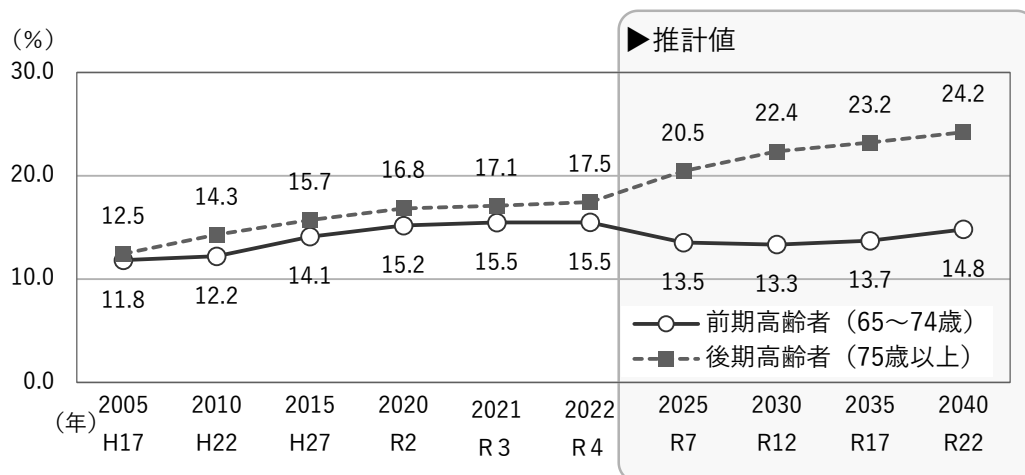
※各年 3 月 31 日現在
資料：川辺町 健康福祉課

4 高齢者の状況

(1) 前期高齢者・後期高齢者の状況

高齢者人口における 65～74 歳の前期高齢者割合と 75 歳以上の後期高齢者割合をみると、後期高齢者割合が前期高齢者割合を上回って推移しています。今後の推計では、令和 4 年（2022 年）から令和 7 年（2025 年）にかけて後期高齢者割合が大きく伸びていくことが見込まれます。

前期高齢者割合と後期高齢者割合の推移と推計

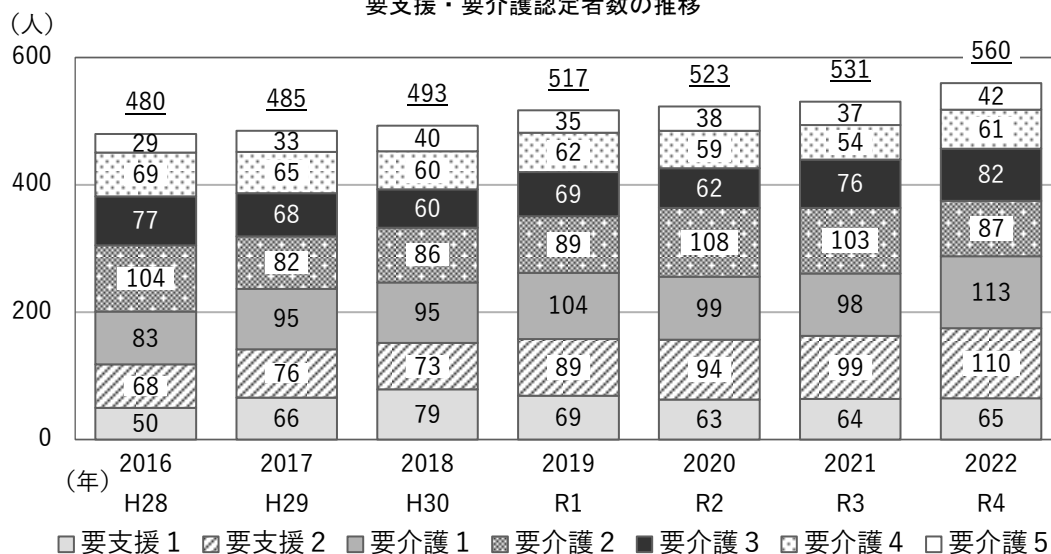


資料：令和 2 年までは「国勢調査」、令和 3～4 年は「川辺町住民課（各年 10 月 1 日現在）」、令和 7 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(2) 要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、増加傾向であり、令和 4 年（2022 年）では 560 人となっています。また、要支援・要介護認定区分別割合の推移をみると、要支援 1、2 と要介護 1 までの軽度の認定者が増加しています。

要支援・要介護認定者数の推移



資料：「介護保険事業状況報告（年報）」



第 3 章

計画の基本理念と基本目標

1 / 基本理念

本町では、町の総合計画において、「清流と人が織りなす活力あるまち」を将来像として掲げ、健康・福祉・医療分野においては、「誰もが安心してくらするまちづくり」をめざしています。

本計画では、総合計画におけるまちの方向性を踏まえた上で、地域共生社会の実現をめざし、地域住民やボランティアや関係諸団体、社会福祉協議会、行政が協働し、地域を取り巻く様々な環境の変化に対応しつつ、誰もが笑顔でいきいきと暮らしていけるよう、以下のように基本理念を設定します。

【 基本理念 】



2 基本目標

(1) 地域を担い支え合う ひとづくり

地域福祉の推進にあたり、活動の中心は地域における「ひと」となります。そのためには、人権を尊重し合い、やさしさを持って助け合っている「ひとづくり」が最も重要となります。

性別や年代に関わらず多様な人が交流し、住民が地域の問題について話す場を地域のなかにつくることで、地域の問題を自分のこととしてとらえ、関心を持つよう働きかけます。また、子どもから大人まで福祉教育などを推進し、住民の福祉意識を醸成します。

複雑化・多様化する問題に対応できる専門的な人材の育成・確保に努めるとともに、子ども・若者・高齢者・女性・障がいのある人など、誰もがボランティアや地域福祉活動に参加できるよう、情報について積極的に周知していきます。

(2) 包括的支援のための ネットワークづくり

行政、社会福祉協議会などの公的なサービスだけでなく、福祉活動団体、NPO 法人、福祉サービス事業所、ボランティア団体等との連携を図り、支援が必要な人が適切な支援を受けることができる体制を構築します。

また、地域において、支援が必要な人と手助けができる人とを結びつける仕組みをつくり、地域の生活支援体制の整備・充実を図ります。地域住民及び各種団体、公的サービス間の連携を充実させるとともに、地域住民同士の交流を促進することによって見守り体制を充実し、子ども・高齢者・障がい者・生活困窮者などをはじめとした支援を必要とする人々が安心して地域で暮らすことのできる体制を構築します。

(3) 誰もが安心して暮らせる 環境づくり

地域課題の複雑化・多様化に対応し、地域課題の解決に向けて、行政と地域の連携を図るとともに、子ども・高齢者・障がい者などの分野を超えて、総合的に相談できる体制の構築を行います。

また、防災・防犯体制の充実、ユニバーサルデザインのまちづくり、権利擁護、生活困窮者への支援など、誰もが安心して生活できる環境づくりをすすめます。

地域住民との協働により、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを推進していきます。

3 施策体系

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】

支え合い

みんなでつくる

福祉のまち

1 地域を担い支え合
うひとづくり

(1) 住民の「福祉の心」の育成

(2) ボランティアの活動の促進

(3) 地域活動団体の活性化

2 包括的支援のための
ネットワークづくり

(1) 行政、地域、福祉サービス提供
事業所との連携

(2) 住民同士の交流の促進

3 誰もが安心して暮
らせる環境づくり

(1) 相談支援窓口の充実

① サービスに結びついてい
ない支援の必要な方への
対応

(2) 福祉サービスの充実

① 保健福祉サービス等の利
用促進

② 制度外サービスの充実

(3) 防災・防犯体制の整備

(4) バリアフリー・ユニバーサルデ
ザインのまちづくり

(5) 権利擁護体制の充実

4 計画の推進体制

(1) 住民との協働

地域福祉の推進のためには、住民との協働によるまちづくりが重要となります。そのため、地域の交流の場への参加を通じて、福祉問題に関心をもち、住民の一人ひとりが福祉に対する意識を高め、地域福祉の担い手として、日常的な声かけやあいさつ、見守り活動などを行うとともに、地域行事やボランティア活動などに積極的に参加していくことが求められています。

(2) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられており、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

行政と協働し、地域福祉推進の両輪となるよう、住民や関係機関、関係団体などの調整を行っていくことが求められています。

(3) 庁内体制

地域福祉の推進にあたり、地域住民や関係団体などの自主的な取り組みを様々な形で支援するため、住民自治組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、当事者団体、ボランティア団体など、関係機関・団体の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進するための支援を行っていくことが必要です。

また、地域の福祉課題は多様化・複雑化しており、就労、住まい、自殺等、福祉部局以外との連携が不可欠です。行政の縦割りをなくし、福祉課題の解決に向けて連携していくことが必要です。

5 計画の進捗管理

計画の推進にあたっては、関連計画などを策定している町の関係部局や社会福祉協議会とも連携を図りながら、推進体制の整備と計画の点検・評価できる機関を設置します。また、計画を適切に進行するため、計画策定→実施→評価→見直しのPDCAサイクルを実施します。



第4章

施策の展開

基本目標 1 地域を担い支え合うひとづくり

施策の方向

(1) 住民の「福祉の心」の育成

地域福祉を推進する上で重要となるのは、地域住民の理解と行動です。地域で多様な人々との交流を通じて、地域住民一人ひとりが福祉についての意識を深め、互いに理解し合い、互いに支え合うことで、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

また、子どもから大人まで、生涯を通じてお互いを思いやれるような福祉教育、及び福祉についての周知・啓発を推進し、地域における日常的な支え合い、助け合い活動を促進します。

具体的な取り組み

NO.	取り組み	内 容
1	福祉教育の推進	○社会福祉協議会により、福祉協力校を指定し、学齢期からの福祉教育を推進します。 ○次代を担う子どもたちがボランティア活動に関心を持ち、積極的に参加できるよう、社会福祉協議会と学校が連携し、ワークキャンプ、出前授業など、福祉活動を体験する機会を提供します。
2	広報などを利用した周知・啓発の推進	○町広報紙や社会福祉協議会だより、町ホームページなど、広く住民の目にふれる媒体に福祉についての記事を掲載し、住民の福祉意識を醸成します。
3	地域における助け合い活動の促進	○日頃から地域で声をかけ合うなど、お互いの存在を認識できるようにし、地域における「顔の見える関係づくり」を促進します。また、関係づくりの促進により、災害時などの避難支援体制を確立します。 ○地域で多様な人が集い、地域の生活課題について話し合う場づくりを推進します。

(2) ボランティア活動の促進

地域全体の福祉の力を高める基盤として、ボランティアは重要な活動となります。今後、一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯等、支援が必要な人の増加が予測されており、地域全体での支え合い、助け合いの輪を広げるため、地域の支援ニーズを把握し、ボランティア等支援の担い手と結びつけることが必要となります。

本町では、社会福祉協議会におけるボランティアセンターが中核となり、講座や教室の開催により、ボランティアの育成などを行っています。しかし、ボランティアの高齢化などの様々な理由から、ボランティア活動の担い手が少なくなっているのが現状です。

今後は一層ボランティアセンターの機能を強化し、ボランティア活動の内容やその目的について広く周知するとともに、これまで活動に参加したことがない人でも参加しやすいような環境づくりを進め、地域住民が自発的に主体性を持って活動ができる仕組みづくりを推進します。

具体的な取り組み

NO.	取り組み	内 容
1	ボランティアに関する情報提供の充実	○ボランティア活動に関心のある人の相談窓口を地域住民へ周知し、ボランティアセンターへの登録を促進します。 ○ボランティアを必要とする人が円滑に支援を受けられるよう、社会福祉協議会のボランティアセンターにおいて、ボランティア活動をしたい人、ボランティアを必要とする人、施設との間の連絡調整を行う、コーディネート機能を強化します。 ○町広報紙や社会福祉協議会だよりなどを通じ、ボランティアに関する情報提供の充実を図ります。 ○関係機関、関係団体等から配布される福祉関連情報のチラシ、パンフレット、研修等の案内を周知します。
2	ボランティアの育成	○社会福祉協議会や各種団体と連携し、情報交換や地域資源の把握を行い、ボランティア実践者の発掘・育成を行います。 ○各種養成講座、研修会などを実施し、地域の様々な生活課題に対応できる人材を育成します。
3	ボランティア団体への支援	○各ボランティア団体の主体的な活動が活発となるよう、情報提供を行います。

		○ボランティアセンターを中心に、新規加入を促すための周知・啓発活動を推進します。
4	生活支援コーディネーターの活用	○町地域包括支援センターに設置された生活支援コーディネーター（令和6年度から町社会福祉協議会に委託）が、地域の支援ニーズを把握し、ボランティア等支援の担い手と結びつけます。
5	生活支援体制整備事業における協議体の活用	○協議体において、支え合いによる地域づくりを推進し、地域における課題に対応していきます。

施策の方向

（３）地域活動団体の活性化

地域には自治会をはじめ、民生委員・児童委員、福寿会、障がい者当事者団体など、様々な団体が地域福祉活動を実施しています。活動を継続的に進めていくためには、活動の担い手のスキルアップとともに、活動を活性化していく仕組みづくりが必要となっています。また、それぞれの地域活動団体の活性化に加え、団体同士の連携を図り、地域の問題を共有し解決につなげることも重要です。

今後は社会福祉協議会と連携を取りながら、各種団体活動の活性化を図るため、各団体の活動について広く周知し、参加を促進します。また、団体の分野を横断した、団体間の連携を図ることで、複雑化・多様化した地域課題を早期に発見・解決できる地域をつくっていきます。

具体的な取り組み

NO.	取り組み	内 容
1	地域活動団体が活動しやすい仕組みづくり	○加入メンバーの固定化・高齢化を緩和するよう、住民に対して地域福祉に関する活動事例を周知し、加入を促進します。 ○加入メンバーの知識や技術を向上できるよう、自主的な研修会や学習の場への参加を促進します。 ○町障害者福祉協議会への活動を支援します。
2	団体間の連携の強化	○福祉活動団体との連絡会や研修・懇談会などにより、団体間の相互協力・連携体制を強化します。 ○地域において、活動分野にとらわれず団体間の連携を強化し、福祉に関するネットワーク体制を構築します。

基本目標 2 包括的支援のためのネットワークづくり

施策の方向

(1) 行政、地域、福祉サービス提供事業所との連携

地域住民の生活課題は多様化・複雑化しており、ニーズに応じたサービスを提供するためには、様々な分野が広く連携していく必要があります。

住民が主体的にまちづくりに参加し、行政、地域、福祉サービス提供事業所などが分野を超えて有機的に連携できるようなネットワークの構築を図ります。

また、社会福祉協議会は、住民の地域福祉活動の支援やボランティアセンターの運営、町受託による各種福祉サービスの実施、障がい福祉サービスの実施など、地域の特性を踏まえつつ、様々な事業に取り組んでいます。地域福祉の中核として社会福祉協議会の活動を支援するとともに、一層行政との連携体制を強化し、地域福祉を推進します。

具体的な取り組み

NO.	取り組み	内 容
1	地域活動団体や福祉サービス提供事業所等の協働に向けた支援	○地域活動団体と福祉サービス提供事業所等が相互に連携協力できる場づくりを推進し、幅広い分野との連携を図ります。 ○住民の困りごとや、困難なケースへの対応など必要時に連携を取り、定期的に情報共有を図ることで、互いの連携・協働を推進します。
2	住民主体のまちづくりに向けた住民参画の促進	○町の計画策定過程や事業の情報提供・情報公開を積極的に行い、福祉のまちづくりへの住民の参加・参画に向け、周知・啓発を行います。 ○住民に対して懇談会など話し合いの機会を定期的に設け、まちづくりへの関心を高めます。
3	社会福祉協議会との連携	○社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動計画」と本計画との整合性を図り、両計画の福祉施策の推進を図ります。 ○社会福祉協議会が実施する、住民参加型の事業の充実を支援します。

(2) 住民同士の交流の促進

地域では、民生委員・児童委員、福寿会、赤十字奉仕団、福祉委員などが、支援が必要な人への見守り・相談を行っています。しかし、見守り・相談活動だけでは地域で孤立している人、支援が必要でも声があげられない人すべてに目が行き届かない可能性があります。

そこで、このような活動に加え、隣近所をはじめ身近な地域の住民が、声かけやあいさつなどを通して、地域の関係のなかで支援が必要な人を把握していくことが重要となります。

また、身近な地域のなかで、サロンなど住民同士がふれあえる場づくりを推進することや安心できる居場所をつくることは、地域活動の活性化にもつながります。特に、閉じこもりがちな高齢者や障がいのある人が、地域において社会参加を果たしていくことができるような場づくりが求められています。

地域において交流を深められる場を充実することにより、地域全体で支え合うまちづくりを推進します。

具体的な取り組み

NO.	取り組み	内 容
1	身近な居場所づくり	○やすらぎの家、児童館などの既存施設をはじめ、地域の様々な資源を活用した、身近に集まることのできる地域の活動拠点づくりを推進し、地域活動の活性化を図ります。
2	交流の場の充実	○高齢者が地域における様々な活動に積極的に参加できるよう、福寿会活動への支援を推進します。 ○高齢者の介護予防・生きがいづくりの拠点として、いきいきふれあいサロンが充実するよう、既存サロンの継続と新規サロンの開設に向け、サロン活動を支援できるサロンボランティアの育成を社会福祉協議会と連携して行います。 ○社会福祉協議会が実施する、子ども、高齢者、障がいのある人など、誰もが参加できるサロンにより、参加者同士の交流を図ります。

基本目標 3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

施策の方向

(1) 相談支援窓口の充実

地域住民が安心して生活していくためには、身近な地域で様々な相談に応じることができる相談支援体制が整備されていることが重要になります。

地域の生活課題は、多様化・複合化しており、福祉のほか医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護など多岐にわたります。

住民の身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、町関係部局や社会福祉協議会など関係機関と連携しながら、相談支援体制の充実を図ります。

具体的な取り組み

NO.	取り組み	内 容
1	相談内容に応じた適切な相談窓口の設置、相談体制の充実	○障がいのある人が、必要なときに必要な情報が得られるよう、身近な地域において専門的な相談支援を受けられる体制を整備していきます。 ○高齢者に関する相談については、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターの周知を推進するとともに、関係機関とのネットワークにより、様々な問題解決を図ります。 ○子育てに関する相談については、保健センターや子育て支援センター、子育て世代包括支援センターなどにおける保護者への相談支援体制を充実するとともに、相談しやすい環境を整備し、孤立化の防止など、問題解決を図ります。 ○社会福祉協議会の行う地域総合相談事業などを支援、連携することで、弁護士による法律相談、障がい者相談員による相談、福祉・介護に関する相談など様々な生活課題に対応します。 ○生活困窮者に対しては、相談しやすい環境づくりに努め、町社会福祉協議会、県社会福祉協議会と連携し、生活困窮者自立支援制度を活用するなど適切な支援へつなげ自立を促進します。また、プランに基づき生活困窮者支援調

		整会議を実施し、個人のみならず、地域生活課題の解決に努めます。 ○生活保護制度に基づく支援を県事務所福祉課や町社会福祉協議会、県社会福祉協議会と実施し、自立を促進します。 ○就労困難な社会的弱者に対して関係機関の協力を得ながら就労による経済的自立を目指します。
2	身近な地域における相談支援の充実	○地域の身近な相談員である民生児童・児童委員に対して、研修会などの実施により、相談支援体制の充実を図ります。 ○各関係機関との連携を図ることにより、きめ細やかな相談体制の整備を図ります。
3	相談機関等の周知	○「利用者がどこに相談に行ってもよいかわからない」という課題の解消に向け、相談機関、相談窓口を広報などで積極的に周知し、利用者を必要な相談窓口に円滑にむすびつけます。
4	関係部局との連携	○複雑化、多様化する地域課題について福祉部局以外の関係する他部局や関係機関等との情報共有や連携会議等を実施し、重層的な支援を図ります。

施策の方向

(2) 福祉サービスの充実

多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するためには、行政や民間事業者などによる「フォーマルサービス」だけでなく、地域のなかでの助け合い、支え合いなどの「インフォーマルサービス」をそれぞれ充実し、状況によって利用者が使い分けられる柔軟な提供体制を整備していくことが重要となります。

フォーマルサービスは、子育て支援、障がい者福祉、高齢者福祉・介護保険などそれぞれの個別計画のなかで充実が図られていますが、サービス事業所が少なく、町内単独では必要なサービスを提供することは難しいのが現状です。サービスが十分に提供できるよう近隣市町と連携し、サービス提供体制の確保を行います。また、地域の助け合いなどによるサービスの提供については、地域の支援ニーズを把握し、ボランティア等支援の担い手と結びつけ、多様なサービスを展開していきます。

また、福祉サービスを必要とする人であっても、福祉サービスについての情報を適切に入手できていないために、必要なサービス利用にむすびついていない場合があります。多様化する福祉サービスのなかから、自分に最も適したサービスを選択できるようにするためには、効果的な情報提供体制の充実が求められています。

町役場窓口や町広報紙をはじめ、パンフレット、インターネットなど多様な媒体を活用し、福祉サービス、制度などの周知を図ります。

具体的な取り組み

NO.	取り組み	内 容
1	子育て支援、障がい者・児福祉、高齢者福祉・介護保険の充実	○関連する個別計画に基づき、適切な福祉サービスの提供を行います。 ○共生型サービスなど、個々の状況に応じた適切なサービスが利用できるよう努めます。 ○行政や社会福祉協議会、事業者などにおいて、福祉サービスの質の向上に努めます。
2	日常的なことを支援するサービスの充実	○住民が主体的に参加できるインフォーマルなサービスを充実し、支援の必要な人がより身近な地域でフォーマルサービス・インフォーマルサービスを使い分けながら支援を受けられる体制づくりを推進します。 ○インフォーマルサービスの充実により、地域住民が主体となった福祉活動の推進を図ります。
3	適切なサービス選択への支援	○各関係機関や相談支援機関において連携を強化し、利用者を必要な支援に適切にむすびつけられるよう情報共有を図ります。 ○町や福祉サービス提供事業所が提供する福祉サービスや、制度化されたもの以外のサービスなどについて情報収集し、住民が情報共有できる仕組みづくりを推進します。 ○多様化する福祉サービスのなかから、自分に最も適したサービスを提供できるよう、パンフレット、インターネットなどを活用し、福祉サービス・制度の周知を図ります。

(3) 防災・防犯体制の整備

自然災害への対応、子どもや高齢者などを対象とした犯罪の防止など、「安心・安全なまちづくり」は、すべての人が地域で安心して暮らしていくために不可欠となります。

災害発生時には、行政単独で対応しきれない部分が多く出てきます。特に、避難行動要支援者などの支援については、学校や地域などが日頃から心がけ、連携体制を強化していくことが重要となります。

行政、関係機関、住民などがそれぞれの役割を果たし、災害時に有効に機能する体制の整備を進めます。

具体的な取り組み

NO.	取り組み	内 容
1	避難行動要支援者支援体制の整備	○避難行動要支援者名簿の作成・活用により、地域における避難行動要支援者を把握します。 ○福祉避難所において、それぞれの特性に合った個別的な支援の推進を図ります。 ○緊急通報に支障のある聴覚障がいのある人、音声・言語機能障がいのある人などを対象に、消防署への緊急通報手段としてメール119を活用した緊急通報の周知を行い、利用を促進します。
2	防犯対策の強化	○障がいのある人や高齢者に対して、ホームページや広報などを利用し、防犯に関する情報提供を行うとともに、講習会などの開催により、自ら防犯対策に向けた行動が取れるよう意識高揚を図ります。 ○民生委員・児童委員や福寿会活動を行う高齢者に対し、防犯に関する情報提供や講習会を開催することで意識啓発を行います。 ○「川辺町安心・安全メール」への登録により、防犯情報や地震など災害情報が入手できるよう支援します。

NO.	取り組み	内 容
3	地域ぐるみの支援	○社会福祉協議会による「災害ボランティアセンター組織化事業」を促進し、災害時における地域でのリーダーを育成します。 ○犯罪に強いまちづくりに向けて、自治会などの近隣住民やボランティア、民生委員・児童委員でパトロールを行い、障がいのある人、高齢者、児童などへの地域の見守り体制の強化を図ります。 ○自治会などの近隣住民やボランティア、民生委員・児童委員に対しても、防犯に関する情報の提供や講習会を行い、地域の見守り体制の強化を図ります。

施策の方向

(4) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

年齢、性別、障がいの有無、人種などに関わらず、すべての人が自分の意思で社会参加を果たし、自己実現を図るためには、まち全体が誰にでも使いやすいようバリアフリー・ユニバーサルデザイン化されていることが必要です。

「岐阜県福祉のまちづくり条例」に基づき、改修の際には必要な整備を行います。また、ハード面の整備だけでなく、地域住民に対して、バリアフリー・ユニバーサルデザインについて啓発することで、普段から意識を高め、町全体でバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきます。

具体的な取り組み

NO.	取り組み	内 容
1	人にやさしい建築物・道路の整備	○町の関係施設や公園、公共交通機関などの公共的施設や道路について、計画的にバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めていけるよう努めます。
2	ユニバーサルデザイン・バリアフリーに関する啓発と情報提供の推進	○福祉モラル向上のための啓発活動を行うとともに、困っている人をみかけたら声をかけるなどの住民の福祉教育を行います。 ○住民が住居を新築、改築したりする際に、将来を見据えたバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進められるよう、啓発・情報提供を行います。

(5) 権利擁護体制の充実

現在、子どもや高齢者などを狙った悪質な犯罪や、高齢者や障がいのある人、子どもへの虐待が社会問題となっています。

本町では、成年後見制度や日常生活自立支援事業を推進し、すべての人が安心して生活を送ることができるよう支援しています。今後は制度の有効活用を図れるよう、制度の周知・啓発に努めます。

すべての人が尊厳ある生活を送ることができるよう、高齢者や児童、障がいのある人への虐待防止なども含め、地域全体における総合的な権利擁護体制を整備します。

具体的な取り組み

NO.	取り組み	内 容
1	成年後見制度の周知と利用者への支援	○認知症高齢者や知的・精神障がいのある人など、判断能力が十分ではない人の権利を守るため、成年後見制度を周知します。 ○地域包括支援センターや民生児童・児童委員と連携して、利用しやすい基盤整備を図るとともに、対象者把握や利用者支援を推進します。 ○近隣市町村や関係機関と連携し、法人後見等も含めた地域の権利擁護体制の検討を行います。 ○健康福祉課が、権利擁護に係る相談窓口であることを周知し、健康福祉課内の中核機関（川辺町権利擁護支援センター）において成年後見制度に関する相談、申立てに関する手続き等の支援を行います。 ○中核機関（川辺町権利擁護支援センター）は、法律・福祉の専門職団体や関係機関、家庭裁判所等と連携し、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。 ○成年後見制度の利用が必要な状況にも関わらず本人や親族等が申立てを行うことが難しい場合、町長が申立てを行います。 ○成年後見制度を利用する際に生じる費用の支払いが困難な方に対して、成年後見制度利用支援事業による費用の助成を行います。

NO.	取り組み	内 容
2	日常生活自立支援事業の 基盤整備	○福祉サービスの利用援助、金銭管理など、判断能力が十分でない人が、地域において自立して生活ができるための支援を行う、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業について、周知・啓発を図ります。
3	虐待防止体制の整備	○虐待や DV を早期発見・予防できるよう、各相談機関窓口を充実します。 ○育児不安などによる児童虐待を防止するため、地域社会との交流の機会をつくるなど、子育て支援事業の充実を図ります。 ○虐待について、地域住民への周知・啓発を推進し、虐待の早期発見体制を確立します。また、通報を受けた場合は関係機関との連携による迅速な対応により、本人の安全の確保と被害の防止対策に努めます。 ○各虐待防止法の趣旨について、住民や福祉に関わる事業所などへ周知し、虐待防止についての意識醸成を図ることで、地域における虐待の早期発見、早期対応につなげます。また、虐待発見時の通報を促進し、虐待防止体制を整備します。

川辺町 第3期地域福祉計画
2018(平成30)年度－2024(平成36)年度

発行：川辺町

編集：川辺町 住民課・健康福祉課

住所：〒509-0393

岐阜県加茂郡川辺町中川辺 1518-4

TEL:0574-53-2511

FAX:0574-53-2374

発行年月：2018(平成30)年3月

2024(令和6)年3月修正